2026年（令和8年）6月定例会　一般質問

議題：ペットの多頭飼育崩壊を未然に防ぐ取り組みについて

質問議員：松本みのり議員（議席番号7番）

【議長】

休憩前に引き続き会議を再開します。次の質問に移ります。松本みのり議員。

ペットの多頭飼育崩壊を未然に防ぐ取り組みについて

◆ 松本みのり（議員）

7番、松本みのりです。私からは大きく1点、ペットの多頭飼育崩壊を未然に防ぐ取り組みについてお伺いいたします。猫は生後6〜7ヶ月で最初の発情期を迎え、不妊去勢手術がされていない猫同士が交尾すれば、ほぼ100%の確率で妊娠し、妊娠から出産までの期間は約2ヶ月だそうです。1年で1匹の母猫が20匹以上の子猫を産むことがあり、その子猫も出産すれば、その翌年には80匹以上に増えてしまうこともあるほど、非常に強い繁殖力を持っています。飼い主が適切に飼えれば問題ありませんけれど、1度でも適切な状況を外れてしまうと、個人の力では収拾がつかなくなり、日々の餌やりや糞尿の始末、体調管理もままならなくなり、飼い主自身の生活が立ち行かなくなる他、崩壊と言われる状況に陥ってしまいます。この多頭飼育崩壊が全国で顕在化しており、自治体に対応策を検討されています。本市においてもこのような状況が見受けられますが、飼い主の問題に終わらせず、崩壊に至る前の対策、仕組みづくりを行うべきと考えます。その初めの一歩として、ペットの多頭飼育の届け出制度を設け、状況把握と介入の糸口作りを行ってはどうかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

▶ 八谷市長

ご質問にお答えします。多頭飼育崩壊は、動物の数が飼い主の飼育管理能力を超えることで、動物の状態が悪化するだけでなく、悪臭や騒音など周辺の生活環境の悪化、さらには飼い主の生活状況の悪化といった影響をもたらす問題であると認識しております。動物の愛護及び管理に関する法律では、動物を終生にわたり適切に飼養し必要な環境を整えることや、無計画な繁殖を防ぐための適切な措置を講ずるよう努めることなどが、飼い主の責務として定められております。本市におきましては、こうした飼い主の責務も含め、動物の愛護や管理に関しまして、ホームページや行政文書、告知放送等を通じて普及啓発に努めるとともに、動物に関する市民からの相談に対しては、県や関係機関と連携しながら適宜対応をしております。議員ご提案の多頭飼育の届け出制度は、犬や猫を一定数以上飼育している方に対し自治体への届け出を義務づけるものであり、一部の都道府県や政令市等において条例により導入されている事例があることは承知しております。制度の導入にあたりましては、届け出義務化による効果及び実効性の確保に加え、動物愛護管理にかかる専門的な指導助言や立ち入り調査等の権限、法に基づく動物愛護管理施設を有している県を含めた体制整備などが不可欠であり、本市独自で制度を設けることには多くの課題がございます。このような状況を踏まえ、まずは県や関係機関との連携を深め、動物愛護や管理に関する啓発活動などの取り組みを進めるとともに、市民からの個別の相談に対しては、庁内の関係部署や関係機関が連携し、丁寧に対応をしてまいります。

◆ 松本みのり（議員）

1番の狙いは多頭飼育崩壊に至る前の状況把握と介入支援の糸口をどう作っていくかという思いです。何が何でも届け出制度を作ってもらわなければならないということではなく、もっと良い仕組みによって状況把握や連携が取れるのであればそちらを推進していけたらと私も思っております。滋賀県の「多頭飼育崩壊対策マニュアル」のアンケート調査によると、24%のケアマネージャーが多頭飼育問題を抱えている利用者を担当した経験があったそうです。多頭飼育問題の87%では猫が飼育されており、そのうち57%で屋外または外から自由に出入りできる飼育方式となっていたそうです。市内でもボランティア団体さん、広島県の動物愛護推進員さんなどから「あの地域ですごく猫が増えている」という情報を伺っています。行政としても、市内での多頭飼育崩壊の状況を把握されてきた事例もあると思いますが、これまでどういった形で状況を把握され、どのような対応をされてきたかお伺いいたします。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。動物関係にかかる相談につきましては電話での相談というのがメインとなっております。また民生委員さんや地域の方からの情報も寄せられており、そういった状況につきましては一定の把握をしておるところでございます。過去の事例を遡ってみますと、多頭飼育崩壊と認められるような深刻な状況の場合の対応ということで、5年前にちょっと大掛かりな対応を一度行っているものがございます。この際の把握は市の介護関係の職員さんを通じての飼い主からのご相談であったということで、環境政策課の方で動物愛護センターや動物病院、警察等も含めて関係者が連携をしまして対応をしたところでございます。この際においては約20頭近いところの所有権放棄をしていただいて、県センターの方で留置をしたという対応をしております。

◆ 松本みのり（議員）

5年前にはかなり大掛かりな事例について連携をして対応してくださったということです。普段から多頭飼育崩壊については役所内、社会福祉協議会さん、民生委員さんなど連携し情報共有を密にされているということでしょうか。そしてどこに相談が来ても環境政策課にも連絡が行き対応されてきているでしょうか。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。そういった関係部署との定期的な連絡会議というようなものはございませんけれども、随時そういった深刻な状況が確認できた場合は、連絡をしていただく中で対応をしてまいるというような形で対応しております。

◆ 松本みのり（議員）

市の方で把握されていない多頭飼育崩壊の状況について、ボランティアさんがすごく動いて独自で対応してくださっている例が多くあると思っております。市の方も情報が入った際には連携とおっしゃっていただいているんですけれど、相談を受けた際、「動物愛護は県の管轄ということで、相談は県の動物愛護センターに連絡してください」という案内が主になるかと思います。その案内を受けた方が愛護センターに連絡をするとどうなるかというと、怪我や病気で弱った犬猫や離乳前の犬猫を除き、よほどの事情がない限り動物愛護センターでは特に猫の引き取りはされることがなく、まずは飼い主自身で引き取り先を見つけてくださいといった対応を求められるとのことです。市としてこういったことは把握されているでしょうか。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。動物愛護管理法の中では都道府県等の措置という中で引き取り等の規定がございまして、そういった引き取り等の対応につきましては県の権限の中で対応しておられます。その中で、安易な引き取り処分などを防止するために一定の引き取り条件というのが設けられておりまして、ご紹介になりました通り引き取りができない場合もあるということは把握しております。

◆ 松本みのり（議員）

動物愛護法が改正されて、行政による犬猫の引き取りがかなり厳しくなっており、なかなか対応いただけない例が多くあると伺っています。今日明日の命が分からない状態の飼い猫、捨て猫を見つけた方、気づいてしまった人が自分でなんとか対策をするか、苦しくても見て見ぬふりをせざるを得ない状況があると認識しています。飼い主がいる場合には不妊手術を受けさせること、ワクチン摂取や新しい飼い主を見つけることなど飼い主が責任を持って行うべきことですが、特に猫の場合、繁殖力の強さと知識不足、経済的な厳しさから1度手術が間に合わないとなると爆発的に増えてしまい、飼い主の責任だけでは収まりきらない状況になります。動物愛護センターへの相談では対応しきれない場合、どこに相談すれば良いか教えてください。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。県の動物愛護センターへの相談をされた場合は、法に基づく指導・助言、あるいは新たな飼い主の譲渡の支援などについて説明をされます。また飼い主さんの方で指導助言等を受けまして、その上でさらに対応ができないという事情があれば改めてその状況を相談していただくということになろうかと思いますけれども、市の方へもそういった状況連絡いただければお繋ぎをするなり、適正な対応が取れるように援助してまいりたいと考えております。

◆ 松本みのり（議員）

今ご答弁をいただけたなと思っているんですけれど、市のホームページの案内ですと「犬猫の引き取りやら野良猫に関するトラブルなどは、広島県の動物愛護センターへ相談してください。庄原市での犬猫の引き取りはできません」との案内がしてあります。これを見た方は「市では難しいんだな」と思って、なかなか相談につながらないのではないかと思っています。困ったら市

に相談してくださいとの案内にはならないでしょうか。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。市の対応という中では、なかなか引き取りとかそういったところの対応が法的な限界がございますので、そういった崩壊につながるような深刻なケースにつきましては、いずれにしても県の方の対応が不可欠ということになりますので。もちろんそういった相談がくれば丁寧に対応はさせていただきますけれども、いずれにしても市独自で対応ができないところもございますので、そういった形でのご案内をしているところでございます。ホームページのご案内の仕方等につきましては工夫をする余地はあろうかと思いますけれども、相談等については随時丁寧に対応してまいりたいと考えております。

◆ 松本みのり（議員）

神戸市さんでは「人と猫との共生に関するガイドライン」を作っておられて、「新しい飼い主が見つからない場合どうしたらいいか分からない時も絶対に猫を捨てずに神戸市に相談してください」と書かれています。このメッセージが非常に大事だと思っています。庄原市のホームページにも是非「困ったら相談してください」の一言を付けていただけないだろうか。受けて全部が引き取りますではなくて、関係機関で連携しながらお繋ぎしますよということをメッセージに込めていただけたらと思うんですけれど、いかがでしょうか。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。神戸市につきましては政令指定都市ということで、県と同等の権限や専門体制、また動物愛護管理施設等も有しておられる中でございますので、最初の相談で飼い主の責務等、まずは説明をされる中で取り組んでいただき、その上で努力した上でも対応しきれないという場合は改めて相談を受けますという形で掲載されているんだろうとは考えます。本市においても対応にも限界がある中では、どうしても相談していただいても対応しきれない部分もございますので、ホームページのご案内の仕方等につきましては工夫をする余地はあろうかと思いますけれども、相談等については随時丁寧に対応していきたいと考えております。

◆ 松本みのり（議員）

市内で保護猫活動されている団体の方のお話をさせていただきます。ある団体の方は年間に200件以上の捨て猫・多頭飼育についての相談があるそうです。また別の団体の方は、去年1年間に97匹の猫を保護され、そのうち65匹を譲渡されたということです。いずれの団体も報酬があるわけではないボランティアで、不妊手術も医療費も搬送も全て自腹を切って、寄付を集めたりバザーをしたりしながらギリギリのところで活動されています。ボランティアさんにお話を伺うと、相談先が見えないこと、相談の流れが途切れてしまっているところから、多頭飼育崩壊の問題解決に際して個人のボランティアのみになってしまっている現状があると教えていただきました。県の動物愛護推進員も基本無報酬のボランティアです。飼育崩壊の問題解決に際してやむにまれぬ思いで動いてくださっているボランティアさんへの過度な負担を減らしつつ、住民の方の健康な生活と動物たちの健全な飼育環境を守りたいとの思いが今回の質問の出発点です。改めて多頭飼育崩壊に対しての市としての現状認識をお伺いいたします。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。各ボランティア活動によりまして、動物愛護活動がされておることによりまして、県のホームページ等を見ましても動物の殺処分数も激減し、また譲渡数が増えたりとかそういった結果にもつながっているという状況を見させていただいております。そういった活動がより負担が少ない形でできる支援が考えられればという風には考えております。本市におきましては、ふるさと応援寄附金を活用した市民団体等が行う公益的な事業を支援する制度等もございますので、こういった制度を活用していただくことなどを通じまして、そういったボランティア活動の負担が軽減できるようにしていければという風には考えております。

◆ 松本みのり（議員）

庄原市では令和3年9月に比婆獣医師会と共に「動物愛護連絡協議会」を設立していただいております。野良猫を減らすための地域猫活動の広報活動を行うなど、既に努力をしていただいていることは理解しています。それでもなお、野良猫の繁殖・崩壊を防ぐことに対して対策が追いついていない現状があります。野良猫の不妊手術については、メスにつき1万円、オスに対しては5000円の助成を行っていただいているんですけれども、こちらも不妊去勢手術の全額ではありません。メス猫1匹避妊手術をする

のに3～4万円、また血液検査などが必要になったり、白血病の検査、ワクチン、搬送費用も必要で、かなり高額な費用負担を今はボランティアさんが担ってくださっている状況があります。現状では費用面でも労力面でも多大な負担を引き受けつつ動いてくださっているボランティアさん抜きには、多頭飼育崩壊からの救済は行えていないと認識しています。野良猫・捨て猫についての相談はどのようになっているかお伺いいたします。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。動物に関する相談等の中で、1番多いのが野良猫・捨て猫等への相談ということになります。近隣からの糞尿や鳴き声など、また1頭の場合もありますし複数頭の場合も様々な相談がございます。そういった情報をいただきますと現地の方を確認させていただいたり、当面の対処法につきまして情報提供させていただいたり、不妊去勢の補助金や地域猫活動などのご紹介をする中で対応しているところでございます。

◆ 松本みのり（議員）

多頭飼育の登録制度が導入できないかと今回提案をさせていただきました。市単独での制定が難しい中で、県の協力によって制定が考えられないか改めてお伺いいたします。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えいたします。多頭飼育の届け出制度の義務化という件に関しましては、権限の部分等もございますので、庄原市単独での制定は難しいということでございます。県との連携につきましては年に会議等もございますので、そういった中で県内における多頭飼育問題の実態や支援ニーズ、庄原市の状況等も含めまして情報交換などやれればと考えております。

◆ 松本みのり（議員）

県の愛護センターの方に確認したところ、市が多頭飼育の届け出制度を考えられるのであれば「協力を拒むものではない」とのことでした。罰則が目的ではなく、早い段階で多頭飼育の状況を把握して、支援情報を届けていく関係性を作っていくきっかけを是非作っていただきたい。多頭飼育崩壊の背景には、飼い主の高齢化、孤立、経済的困窮、心身の不調など様々な生活課題があります。まずは市内の多頭飼育の実態把握を進めること、そして環境政策課と福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、動物愛護関係者などが情報共有できる場や仕組みをしっかりと作っていただきたいと思っております。人も動物もそして支援するボランティアの方も孤立させない庄原市を目指していただきたいと思いますが、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

▶ 環境政策課長

ご質問にお答えをいたします。議員がおっしゃいました、人も動物もボランティアの方も孤立させない庄原というその視点は非常に重要な視点であると考えております。一般市である本市につきましては、法的な部分で色々な権限の部分で制限はございますけれども、住民に最も近い自治体でもございますので、そういった部分でそれぞれ果たすべき役割もあろうかと思っております。多頭飼育問題につきましては、飼い主の生活環境の悪化、動物状態の悪化、周辺の生活環境の悪化といった非常に色々な課題の大きい問題であると考えておりますので、今後ボランティアの方の知恵もお借りしながら、市、それから関係機関がしっかり連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

◆ 松本みのり（議員）

犬猫の保護のボランティアをしてくださっている団体さんの存在は、以前から知っておりましたが、「動物が好きな方たちなんだな」という認識でおりました。でもお話を伺ってみて、動物が好きとかそれだけではなく、その裏にある地域福祉を凄く支えてくださっている存在だということが分かりました。本当は適正な報酬を受けてされなければならないお仕事を、ボランティアで持ち出しで、自分の生活にも影響するような状況でやってくださっているということを皆さんに知っていただいて、みんなで支える仕組みが作っていけないかなと思っています。私の方から「あれをしろ、これをしろ」ではなく、自分自身も汗をかきながら知恵を絞って一緒にやらせていただきたいと思っておりますので、是非ボランティアさんを孤立させない、そして崩壊しそうな状況にある方も支えきれなくなるという現状がありますので、皆さんと力合わせてこの問題に対応していけたらなと思っております。以上で私の質問を終わらせていただきます。

【議長】

以上で松本みのり議員の質問を終わります。本日はこの程度にとどめ散会したいと思います。次の本会議は6月24日午前10時から再開をいたします。ご参集をお願いします。ありがとうございました。

【議員】

異議なし。